## 2017 年金 3: 秋学期講義 現代哲学講義、認識論

講義題目: 共有知とは何か?

第8回講義 (20171201)

- § 1 共有知とは何か?
- § 2 Searle © collective intentionality
  - 1 サールの志向性 (Intentionality) 論
  - 2 集団的志向性
  - 3 協力関係(cooperation)と集団的承認(collective recognition)の区別
  - 4 We-Intentionality による協力関係 Cooperation の再検討
  - 5 「義務」(obligation)のI志向性への還元不可能性の説明
  - 6 ヘーゲルによる「契約」の分析とサールの立場
- § 4 共有知の限界と法
  - 1 代理人による契約と共有知
  - 2 法律は共有知によって成立するのではない。
  - 3 言語の公共性は、共有知を必要とするのか、しないのか?
- § 5 Margaret Gilbert の共同コミットメント
  - 1 諸概念とその定義
  - 2 共同コミットメントによる約束の義務の説明
- § 6 共同コミットメントと共有知
  - 1 コミットメントは、問いに対する答えによって成立する。
  - 2 個人的コミットメントと共同コミットメントの中間:約束
  - 3 約束の一方の当事者としての共同性
    - #一人称複数行為遂行発話は、共同コミットメントを構成する。
    - #共同コミットメントと共有知(再説)
  - 4 問答関係と共有知
    - #問答による共有知の形成
    - #共有知と個人知を問答によって区別する
    - #記述知と実践知の区別を、問答から説明する

## <ミニレポート課題>

「We 志向性をI 志向性に還元できるか、できないか」という問いにおける「還元」とはどういうことか?

# § 7 We志向性をI志向性に還元できるのか、できないのか?

1 ここでの「還元」とはどういうことか?

ここで、存在論的還元と機能的還元について考えてみよう。

## #存在論的還元

「A は B からできている」というとき、これを「A の存在は、B の存在に還元できる」と言える。存在論的還元は、全体 W が部分 P1 と P2 からなる時、W が存在するのではなく、P1 と P2 だけが存在するという語り方を採用することである。メレオロジーを採用すると、全体と部分のそれぞれについて存在すると語ることが可能なので、これはどのような存在論をとるか、どのような語り方を採

用するかに依存する。どのような語り方が正しく、どのような語り方が正しくないかを判定する客観的な基準は存在(?)しない。実際には私たちは、プラグマティックな有用性の観点を採用している。

このとき、We 志向性を I 志向性に存在論的に還元するかどうかは、どのような語り方を採用するかに依存することになる。

例えば、6年3組が、30名の生徒からなるとするとき、6年3組が存在するのではなくて、30名の生徒だけが存在すると語るか、30名の生徒に加えて、6年3組も存在すると語るかは、有用性の問題である。

メレオロジーを使って、We 志向性と I 志向性の両立について整合的に語ることができる、つまり I 志向性に還元できない We 志向性について整合的に語ることができる。しかし、このことは I 志向性に還元できない We 志向性の論理的な可能性を説明するだけであって、その実在性を証明するものではない。

#### #機能的還元

「性質 A が性質 B から説明できる」とか、「機能 A を機能 B から説明できる」というとき、「A の性質/機能を、B の性質/機能に還元できる」といえる。これは、「機能的還元」「性質的還元」といってもよいかもしれない。

機能Aを機能Bから説明できるとは、自転車の機能を、ペダル、チェーン、車輪、ハンドルなどの部品の機能から説明することできるということである。あるいは、ある化学反応を物理法則から説明することである。

We 志向性の機能、たとえば庭掃除という協力関係を、参加者の働きから説明することができれば、 We 志向性を、I 志向性に機能的に還元できる。しかし、参加者 X の動きを説明するには、X がその 作業を庭掃除のためであると理解していることが不可欠である。参加者 X の働きは、むしろ集団の目 的によって説明可能になる。

協力関係が成り立つためには、個々の成員がその行為を、全体の目的のための行為として理解していることが不可欠である。個々の成員は、全体(集団、団体、など)としてその目的にコミットしている。これを共同コミットメントと呼んでもよいだろう。<u>この共同コミットメントは、個人のコミットメントには(機能的に)</u>還元できない。

#約束や共同作業のように、一方の個人の意図が他方の個人の意図を前提条件として成立するという関係が相互に成り立っているばあいには、全体の意図は個人の意図には還元できない。約束の場合にはあいまいだが、共同作業の場合には、全体が一つの大きな意図を形成しているように見える。そのとき、全体が一つの活動の主体であるということはできそうだ。(家族や会社のように)全体は一つの活動の主体として社会的に構成されている。(家族は、成員の自己保存を全体の目的とし、会社は利益の獲得を全体の目的とする。)

このとき、集団は、知の共同の主体となっているだろうか。

# 2 共同コミットメントの(機能的)還元不可能性から、We 志向性の還元不可能性が帰結するだろうか?

アンスコム『インテンション』で、個人の「実践的知識」を「何をしているのか」と問われたときに、 観察に寄らずに即座に「私は…しています」と答えられ、「なぜ…しているのか」と問われたときも、 観察によらずに即座に「…のためです」と答えられると指摘し、それらを「実践的知識」とよぶ。そ してこのような行為を「意図的行為」と名付ける。内観によって、意図的行為を説明するのではなく、 このような言語的振る舞いによって、「意図的行為」を定義する。(この「実践的知識」は、観察によ らない知であり、「即座に」得られる知なので、推論にもよらない知である。非感性的な直接知である。 (これは、ある種の知的直観ある。フィヒテは、知的直観なしには、歩くこともできないと述べていた。

「これらの行為における私の自己意識の知的直観がなければ、私には歩くことも、手や足を動かすこともできない。この直観によってのみ、私は私がそれをしていることを知る。この直観よってのみ、私は私の行為を目の前にある行為の客観から区別し、この行為において私を客観から区別するのである。」(『知識学の第二序論』GAI/4, 217, SWI, 463)

Cf. 入江幸男「観念論を徹底するとどうなるか─ フィヒテ知識学の変化の理由 ─」『ディルタイ研究』第18号、日本ディルタイ協会発行、pp.38-54、2007年)

私たちは、この議論を集団的意図的行為にも転用できるだろう。XとYが庭掃除をしているところに、人がやってきて「君たちは何をしてるの?」と問えば、彼らは、「観察によらずに即座に」(アンスコム)「私たちは、庭掃除しています」と答えるだろう。これは、「私たちの実践的知識」である。 共同コミットメントは、「私たちの実践的知識」を必要とする。

# #「私たちの実践的知識」は、共有知だろうか。

個人が、ある共同活動に参加しているときには、共同活動しているという意識が伴わなければ、個人は自分のしていることを理解できないだろう。したがって、問われたときには、即座に「私たちは…しています」と答えられる。その知は、その人の行為を構成しているからである。

では、「私たちは、庭掃除しています」と答える者は、「私たち」だろうか、それとも個人だろうか。 現実に声を発するのは個人である。X が「私たちは、庭掃除しています」と答える時、Y も「私たちは、庭掃除しています」という「私たちの実践的知識」をもつと思っている。もしそう思っていなければ、X は共同行為が成立しているはおもえないだろう。つまり、X は、「私たちは、庭掃除しています」をY が知っている、と信じている。Y もまた、「私たちは、庭掃除しています」をX が知っている、と信じている。さらにこれらについて、各人が信じている、ということが反復可能である。

共同行為が成立していると思っていたのに、成立していなかったということはありうる。X は庭掃除をしているつもりだったのに、Y はパーティのバーベキューの準備をしているつもりであったかもしれない。しかし、二人が協力して庭掃除をしていることが真である場合には、X も Y も「私たちは庭掃除しています」という実践的知識をもつだろう。個人の実践的知識が、個人の行為を構成しているように、「私たちの実践的知識」は共同行為を構成している。

では、ここから「私たちは庭掃除をしています」という実践的知識の主体が、「私たち」であるといえるだろうか。

実際に「私たちは庭掃除をしています」と声を発するのは、個人である。しかし、スピーカーから 声が出てくるとき、実際に話しているのは人間であるように、あるいは市長の代理が市長のメッセー ジを代読する時、メッセージを発しているのは市長であるように、Xが「私たちは、庭掃除していま す」と声を発するときに、答えているのは「私たち」だろうか。つまり、

## ①私たちが、私 (X) を代表者として、「私たちは、庭掃除しています」答えている

のだろうか。この場合には、発話者は「私たち」である。この知は、私たちの知である。 それとも

## ②Xが、私たちを代表して、「私たちは、庭掃除しています」答えている

のだろうか。後者の場合には、集団の発言ではなくて、個人の発言である。しかし、X が「私たちを代表して」と思っているのならば、X は、ここで、「私たち」が発言行為の主体だと考えている。

前述のように、X は、Y も同じ内容の「私たちの実践的知識」をもつと考えており、Y も同じ内容の「私たちの実践的知識」をもつと信じる限りにおいて、「私たちの実践的知識」を持つことが可能である。その意味で、共同作業の場合と同様に、知に関しても相互依存関係がある。つまり、一方の個人の「私たちの実践的知識」は、他方の個人の「私たちの実践的知識」が存在すると信じることを必要条件として成立する。したがって、ここでの「私たちの実践的知識」は、個人の「私たちの実践的知識」には環元できない。

<予想される反論>:上記で「一方の個人の「私たちの実践的知識」は、<u>他方の個人の「私たちの実</u> 践的知識」が存在すると信じることを必要条件として成立する。」に問題がある。

この下線部分が「<u>他方の個人の「私たちの実践的知識」が存在すること</u>」ならば問題ないが、「信じること」とある以上のこの必要条件は、他者の知識そのものではなくて、それについての一方の個人の信念にすぎない。したがって、この場合には、信じているならば、その信念が間違いであっても、「私たちの実践的知識」が成立することになる。こうして、We 志向性は I 志向性に還元可能になる。

**<反論への応答>:** X は、この「私たちの実践的知識」を推論によって得るのではない。つまり、諸個人が同じ内容の「私たちの実践的知識」を持っていることからの推論によって、持つのではない。共同作業が成り立っているとすれば、そのときには、諸個人が、同じ内容のではなくて、まさに唯一同一の「私たちの実践的知識」をもつことが伴っている。

**<再反論>:**この批判は、むしろ①に依拠しており、結論の先取りでしかない。

①では、「私たち」が知の主体として端的に成立する。②では、諸個人の知が相互依存することを認めており、その限りで We 志向性を I 志向性に還元できないことを証明できるかもしれない、しかしそれはまだ反論に答えられていない。

①と②のどちらが正しいのだろうか? これをどうやって判定したらよいのだろうか?

#### #還元問題への3つの可能な答え

**可能性 1**: I 志向性が互いに独立に成立し、それ集まりによって、We 志向性を説明できる。これは、個人主義であり、W 志向性の I 志向性への還元を主張する。

**可能性 2**: I 志向性は、互いに前提し合うことによって成立するこれを認めることは、I 志向性が独立にそれだけで存在するという、個人主義を否定することになる。ここでは、We 志向性の I 志向性への還元不可能性を認める立場と、認めない立場の両方がありうるように思われる。

可能性3:W志向性は、I志向性とは独立に成立する。

#### 3 問答関係と共有知 (前回講義の一部の、再説)

#### #問答による共有知の形成

問答が成立するときには、共有知の成立が不可避である。

- 1、Aの発話が、質問として、Bに向けられていること。
- 2、Bの発話が、Aの質問に対する返答として、Aに向けられていること。
- 3、1と2が、AとBの相互知識ないし共有知になっていること。

Aが2を知ることによって、AはBに返答することが求められるだろう。たとえば、次のように。

A:「何にしますか」

B:「この100円のリンゴを一個ください」

A: 「はい、ありがとうございます」

これで、AとBの間に問答がなりたったことが、共有知となっている。この例では、発話の内容によって、約束が成立している。ある人のある発話が、主張になるのは、その人が主張のつもりで発話することによってではなくて、主張のつもりで発話していると聞き手が理解すること、あるいは聞き手がそのように理解していると話し手が理解すること、によって、成立する。発話内行為が成立するのは、話し手の意図よりもむしろ、ある発話内行為が行われていることについての相互理解によってである。そのような相互理解は、主張をある問いに対する答えとして理解することによってである。

# #共有問題への解答としての共有知

問答が成立する時、質問者と返答者は、問いを共有する。問いを共有するとは、次のような意味である。

- ・二人は、同一の問題を解こうとする。
- ・二人は、共同して同一の問題を解こうとする
- ・二人は、分業で同一の問題を解こうとする
- ・共有問題は、理論的共有問題と実践的共有問題に分かれる。
- ・これらの共有問題に取り組む中で、言語の習得が可能になる。言語の習得は、共有知の習得として 成立する。共有問題への答えは、共有知となる。
- ・共有問題に取り組むことから、個人問題への取り組みが可能になり、個人主体が誕生する。

#### #共有知と個人知を問答によって区別する

- ・事実に関する問答
  - A「ブータンの首都はどこですか?」
  - B「ティンプーです」
  - A「そうですか、ありがとう」

A の質問の前には、A がブータンの首都の名前を知りたがっていること、ブータンの首都の名前を知らないこと、はA さんの個人知である。A の質問によって、A と B のそれは共有知になった。B の返答の前には、「ブータンの首都はティンプーである」はB の個人知であり、共有知ではなかったが、B の返答によって、A と B の共有知となる。

A が B に何かを問うとすれば、A は、< A はその答えを知らないが、B がその答えを知っている可能性があること>を想定している。問答によって、共有知が増加していく。この変化は、どちらかの個人知であったものが、両者の共有知になるという変化だけではない。次のような場合があるからである。

#### ・売買の場合

A:「何にしますか」

B:「この100円のリンゴを一個ください」

A:「はい、ありがとうございます」

この問答によって、AとBの間に売買についての合意が成立し、そのことが共有知になっている。この売買は、この問答によって成立したのであり、問答以前には成立していなかったので、それについての共有知も個人知もなかった。

この問答において、Bは、「この100円のリンゴを一個ください」という前から、リンゴがほしかったのだとしよう。

## #記述知と実践知の区別を、問答から説明する

記述的共有知は、問う者が知らず、答える者が知っていた個人知が、問答によって共有知になったものである。実践的共有知は、問う者も答える者も知らず、問答によって共有知として出現する。記述知と実践知の区別は、問答関係の違いとして説明できる。

# 5 概念整理:集団的志向性 collective intentionality, 共有知 common knowledge, 共同コミットメント joint commitment

#### #6つの集団的志向性(=We 志向性)がある。

サールに従って、志向性を6種類(知覚、記憶、信念、事前意図、行為内意図、欲望)にわけるとき、そのすべてについてWe 志向性とI 志向性の二種類を区別できるだろう。

(ただし、サールは、Making the Social Worldでは、信念、事前意図、行為内意図、欲望については、集団的志向性(We 志向性)があるという(p. 43)が、知覚と記憶については言及していないので、この二つについてはWe 志向性があるとは考えていない可能性がある。しかし、私たちは、発達心理学における「共同注意」の研究や、思い出の共有などを考える時、知覚と記憶についてもWe 志向性があるといえるだろう。)

サールが I 志向性に還元できない We 志向性として約束などの例を挙げる。 約束において成立する We 志向性は、事前意図であり、二重奏を演奏しているときの We 志向性は、 行為内意図である。

## #志向性と言語行為の対応関係

知覚、記憶、信念の言語表現=主張型発話

事前意図の言語表現⊂行為拘束型発話

行為内意図の言語表現○行為拘束型発話

欲望の言語表現⊃行為指示型発話

欲望の言語表現⊃表現型発話

欲望の言語表現⊃質問型発話

宣言型発話には、対応する非言語的志向性がないことが特徴的である。言い換えると、これはすべて の志向性にかかわる。

# #サールの言う適合の方向の展開、

記述 世界→心 過去→現在 命令、約束 心→世界 現在→未来

宣言 心⇔世界 審判のような、主張宣言型の時には、過去の世界である。

「有罪だ」の場合には、過去の世界である。 「首だ」の場合には、未来の世界だろうか?

ふつうは、過去は変えられないので、記述するしかない。

しかし、宣言は、過去を未確定なものから、確定なものへ変える。宣言は、過去の世界を確定する。 未来は変えられる、あるいは未来は不確定であるので、約束や命令が可能になる。

# #言語的志向性は、コミットメントをもつ

言語的志向性は、発話となり、すべての発話はコミットメントを持つ(Robert Brandom, Making It Explicit)。ゆえに、すべての言語的志向性は、コミットメントを持つ。ブランダムの場合には、発話のコミットメントは、発話からの論理的な帰結に対するコミットメントとして説明される。他方で、私たちは、ハーバーマスのいう真理要求、規範的妥当要求、誠実性要求を、発話のコミットメントを三種類に分けたものとして理解することも出できる。また、サールの発話内行為の分類を、コミットメントの分類として理解することもできるだろう。

#言語的志向性に対応する集団的志向性はすべて、共同コミットメントをともなう。

共同コミットメントの定義:

「どの共同コミットメントに関しても、当事者たちは、一団体として $\phi$ することに共同でコミットしている( $\phi$ は関連する動詞をあらわす)。ラフに説明すると、当事者たちは、**全員の行為のおかげで(by virtue of the actions of all)**、単一の $\phi$ する者(a single phi–er)を作り出す**(emulate)**ことに共同でコミットする。例えば、彼らは、各人の行為のおかげで**(by virtue of the actions of each)**、「正義が諸制度の第一の徳目である」という命題の singular believer を作り出す。

このコミットメントは、当事者全員の一つのコミットメントである。他の言葉でいうと、彼らは、このコミットメントの主題 (subject) である。」(Margaret Gilbert, *Joint Commitment*, p.7)

# <<Final Report について>>

テーマ: 共有知に関連するテーマを自由に設定してください。

形式:問題設定(一つの疑問文で表現すること)

問題の説明

解答

解答の証明

分量:3000字~4000字

用紙:A4、40字×30行

締め切り:2017年12月20日、

提出先:入江のメイルボックス (文学部ロビー)

参考文献:

入江幸男 2006 年前期「実践的知識・共有知・相互知識」講義ノート

入江幸男 2008 年前期「アプリオリな知識と共有知」講義ノート

入江幸男「相互知識はいかにして可能か」『アルケー』関西哲学会発行、2004年7月、pp.54-67.

入江幸男「知を共有するとはどういうことか」『メタフュシカ』大阪大学哲学講座発行、37 号、pp.1-15、2007 入江幸男、ブログ「哲学の森」書庫「世にも奇妙な「共有知」」「共同注意と指示」

中山康雄, 2004, 『共同性の現代哲学』 勁草書房。

Yukio Irie, "'Our' Practical Knowledge" in The XXII World congress of Philosophy, Seoul National University, Seoul, Korea, July 30.- August 5., 2008.

Gilbert, Margaret, Social Facts

# Gilbert, Margaret, Joint Commitment

Lewis, D., 1969, Convention: A Philosophical Study, Harvard UP.

Luhmann, N., 1972, Rechtssoziologie, ルーマン『法社会学』.

Ruesch & Bateson, 1951, Communication, Noton. ベイトソン&ルーシュ『コミュニケーション』

Schelling, T.C., 1960, The Strategy of Conflict, Harvard UP.

Scheff, R., 1967, "Toward a Sociologica Model of Consensus," American Sociological Review 32, pp.32-46.

Schiffer, S., 1972, Meaning, Oxford UP.

Searle, Intentionality、『志向性』

Searle., 1995., The Construction of Social Reality, The Free Press.

Searle, Making the Social World

Sperber & Wilson, 1986, Relevance, スベルベル&ウィルソン『関連性理論』

Tuomela, Raimo., 2003., The Philosophy of Social Practices. Cambridge UP.